

スタイリングライフ グループ 人権方針

スタイリングライフ グループは「スタイリングライフ グループ 行動規範」のもと、事業活動を通じた人権尊重とそのための環境整備に取り組めます。

本方針は、人権への方針及び取り組みを規定するものであり、当グループのすべての役職員（役員及び従業員をいう）に適用します。

当グループは社会の一員として、人権尊重の重要性を認識し、役職員を含むあらゆるステークホルダーの基本的な人権を尊重する責任を果たすよう努めていきます。

また、すべてのサプライヤーに対して本方針を尊重していただけるよう、その理解促進に努めていきます。

1. 適用範囲

当グループ全役職員

2. 人権尊重へのコミットメント

当グループの全企業活動を通じて人権を尊重いたします。

3. 労働者個人の尊重と差別の撤廃

人種・民族・国籍及び出身地・性別・年齢・宗教や政治的思想・経済的または社会的関係・障がいの有無・婚姻歴・子どもの有無・性的指向・性自認などを理由とした差別は認めず、すべての人に平等な機会を提供します。

4. 労働者の権利の尊重

強制労働・過重労働・低賃金労働（最低賃金を下回る労働）・児童労働・ハラスメント・いじめ・不当な扱いを認めません。

従業員が就業する現地の法令を遵守し、公正な労働条件のもと、強制労働、過重労働等のない適切な労働環境を整備し、最低賃金の保証や生活賃金以上の支払いに配慮し、結社の自由と団体交渉権等を尊重します。

5. 提供する商品ならびにサービスにおける人権保護

企業としての社会的責任と使命を認識し、製造・販売・提供するすべての商品とサービスで基本的人権を尊び、自律・公正を確保することにより人権侵害を防ぎ、社会の人権意識向上に貢献します。

6. 人権尊重に関連した規範や法令の遵守

日本国の人権尊重に関する法令ならびに世界のすべての人々が享有すべき基本的人権について規定した「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）が規定した「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」等の人権に関する国際規範を支持・尊重するとともに、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の考えに基づき、実践に取り組んでいきます。

法令と国際規範に乖離がある場合は、可能な限り国際規範を尊重し優先することを目指します。

2024 年 4 月 1 日制定